

## 感染症法における分類一覧(令和5年5月8日改正)

※以下網掛け部分の感染症が発生した場合は、原則報告書の提出が必要です。

感染症の分類	定義・疾病名	
感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症		
一類(7)	エボラ出血熱	南米出血熱
	クリミア・コンゴ出血熱	ペスト
	痘そう	マールブルグ病
感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症		
二類(7)	急性灰白髄炎	重症呼吸器症候群(SARS) ※1
	結核	中東呼吸器症候群(MERS) ※2
	ジフテリア	鳥インフルエンザ(H5N1)
感染力やり患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないものの、特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起こしうる感染症		
三類(5)	コレラ	腸管出血性大腸菌感染症
	細菌性赤痢	腸チフス
人から人への伝染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症		
四類(44)	E型肝炎	腎症候性出血熱
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)	西部ウマ脳炎
	A型肝炎	ダニ媒介脳炎
	エキノコックス症	炭疽
	黄熱	チクングニア熱
	オウム病	つつが虫病
	オムスク出血熱	デング熱
	回帰熱	東部ウマ脳炎
	キャサナル森林病	鳥インフルエンザ(二類の鳥インフルエンザを除く) ※4
	Q熱	二パウイルス感染症
	狂犬病	日本紅斑熱
	コクシジオイデス症	日本脳炎
	サル痘	ハンタウイルス肺症候群
	ジカウイルス感染症	Bウイルス病
	重症熱性血小板減少症候群 ※3	鼻疽
	国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	
	アメーバ赤痢	細菌性髄膜炎 ※7
五類(49)	R Sウイルス感染症	ジアルジア症
	咽頭結膜熱	侵襲性インフルエンザ菌感染症
	インフルエンザ ※5	侵襲性髄膜炎菌感染症
	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	侵襲性肺炎球菌感染症
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	水痘
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	水痘(入院例に限る)
	感染性胃腸炎	性器クラミジア感染症
	感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	性器ヘルペスウイルス感染症
	急性出血性結膜炎	尖圭コンジローマ
	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)	先天性風しん症候群
	急性脳炎 ※6	手足口病
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	伝染性紅斑
	クリプトスピリジウム症	突発性発しん
	クロイツフェルト・ヤコブ病	梅毒
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	播種性クリプトコックス症
	後天性免疫不全症候群	破傷風
	人から人に伝染すると認められるが一般に国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症	
新型インフルエンザ等感染症	再興型インフルエンザ	新型インフルエンザ
新感染症	人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症	
指定感染症	既知の感染症の中で、一から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症(延長含め最長2年)	

※1 病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。

※3 病原体がフレボウイルス属S F T Sウイルスであるものに限る。

※4 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。

※5 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。